

昭和二十七年法律第二百三十九号
旅行業法施行規則（一部抜粋）

第一章 総則

（法第二条第六項の国土交通省令で定める行為）

★**第一条** 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第二条第六項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 旅行者に対する本邦外における運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- 二 旅行者に対する本邦内における運送等関連サービス（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する通訳案内（報酬を得ずに行うもの並びに同項に規定する全国通訳案内士及び同条第二項に規定する地域通訳案内士が行うものを除く。）及び輸出物品販売場（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。）における物品の譲渡を除く。）の提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

第二章 旅行業等

第一節 旅行業及び旅行業者代理業

（新規登録及び更新登録の申請手続）

★**第一条の二** 法第三条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録（以下この節において「新規登録」という。）又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録（更新登録）申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の二月前までに提出するものとする。

- 一 業務の範囲が次条に規定する第一種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者観光庁長官
- 二 業務の範囲が次条に規定する第二種旅行業務、第三種旅行業務又は地域限定旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事
- 三 旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

（業務の範囲）

第一条の三 法第四条第一項第三号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。

- 一 第一種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為（法第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。以下この条において同じ。））
- 二 第二種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。次号において同じ。）の実施に係るもの以外のもの）
- 三 第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに

一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号及び第十条の五において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの

- 四 地域限定旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の拠点区域内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの及び同項第三号から第五号までに掲げる行為（一の行為ごとに一の拠点区域内における運送等サービスの提供に係るものを除く。）に係るもの以外のもの）

（新規登録の添付書類）

★**第一条の四** 法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為
 - ロ 登記事項証明書
 - ハ 次に掲げる事項を記載した書類
 - （１） 旅行業務に係る事業の計画
 - （２） 旅行業務に係る組織の概要
 - ニ 旅行業に係る申請については、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - ホ 法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号から第十号まで（旅行業者代理業に係る申請については、同項第一号、第二号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号）のいずれにも該当しないことを証する書類
 - ヘ 旅行業者代理業に係る申請については、代理業契約（旅行業者代理業に係る契約をいう。以下同じ。）の契約書の写し
- 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し
 - ロ 申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）
 - ハ 旅行業に係る申請については、第二号様式による財産に関する調書
 - ニ 法第六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで（旅行業者代理業に係る申請については、同項第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号）のいずれにも該当しないことを証する書類
 - ホ 前号ハ及びヘに掲げる書類

★**第三条** 法第六条第一項第十号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上であることとする。

- 一 登録業務範囲が第一種旅行業務である旅行業（以下「第一種旅行業」という。）を営もうとする者 三千万円
- 二 登録業務範囲が第二種旅行業務である旅行業（以下「第二種旅行業」という。）を営もうとする者 七百万円
- 三 登録業務範囲が第三種旅行業務である旅行業（以下「第三種旅行業」という。）を営もうとする者 三百万円
- 四 登録業務範囲が地域限定旅行業務である旅行業（以下「地域限定旅行業」という。）を営もうとする者 百万円